## 別記2 被災農業者向け経営体育成支援事業

#### 第1 事業の実施等

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、被災農業者経営支援計画(気象災害による農業被害を受けた 農産物の生産に必要な施設の再建等のため、具体的な取組内容及びその成果目標を定めたも のをいう。以下「被災支援計画」という。)を作成し、3に掲げる成果目標の達成に向けて 実施する助成事業に対して支援するものとする。

#### 2 事業内容

(1)融資等活用型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、気象災害による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な施設等について、気象災害による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

## イ 助成対象となる事業内容等

- (ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものであって、別途経営局長が対象となる災害ごとに定める内容に沿ったものとする。
  - a 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害による農業被害前の当該施設と同程 度の施設の取得
  - b 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
  - c a と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備
  - d 農産物の生産に必要な農業用機械(耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。)及び附帯施設(修繕により利用できるものを除く。)の気象災害による農業被害前と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得
- (イ)(ア)のaからdまでの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、本事業に要する経費についてプロジェクト融資を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置(地方公共団体単独事業を含む。)による支援を受けているものとする。
  - a 個々の事業内容について、事業実施年度内に完了する取組であること。
  - b 本事業以外の国の補助事業の対象として実施するものでないこと。
  - c (ア)のdにあっては、地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標 を設定していること。
- (ウ) プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付を行う資金又は法律若 しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付を行う資金とする。
  - a 農業協同組合
  - b 農業協同組合連合会
  - c 農林中央金庫
  - d 株式会社 日本政策金融公庫
  - e 沖縄振興開発金融公庫
  - f 銀行
  - g 信用金庫
  - h 信用協同組合
  - i 都道府県
  - i 市町村
- (2) 追加的信用供与補助事業

# ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立 する基金協会を対象として助成を行うことができる。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

- a 認定農業者に貸し付けられるもの 個人3,600万円(法人にあっては7,200万円)
- b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの 個人3,000万円(法人又は任意団体にあっては6,000万円)
- (イ)融資機関(保証保険法第2条第2項に掲げる融資機関に限る。)が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。
- (ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には信用基金の保険に付すること。
- (エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

#### イ 助成金の使途等

- (ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該事業実施主体の 区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条 各号に定める方法により管理しなければならないものとする。
- (イ) 基金協会は、(ア) の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。
- (ウ) 基金協会は、(ア) の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。
  - a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済
  - b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん
- (エ) 基金協会は、(ウ) において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する (ア) の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

### 3 成果目標等

- (1) 本事業の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。
- (2) 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

## 4 実施手続

(1)被災支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める被災支援計画を作成するものとし、被災支援計画の作成に当たっては、関係機関等との調整を行うものとする。その際の被災支援計画の作成は、被災農業者経営支援計画書(別紙様式第2-1号)により行うものとする。

- ア 被災の状況と復興方針
- イ 成果目標
- ウ 実施計画
- エ その他必要な事項
- (2)被災支援計画の承認等
  - ア 事業実施主体は、(1)で作成した被災支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。
  - イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた被災支援計画について、次に掲げる要件を全 て満たす場合に当該被災支援計画の承認を行うものとする。
    - (ア) 取組の内容が本事業の趣旨に沿っていること。
  - (イ) 助成対象者が今後も営農を継続する見込みがあること。
  - (ウ) 取組の内容が、1の(1)のイの(イ)に該当するものであること。

- (エ)被災前の施設等が国庫補助事業により整備された施設等である場合は、必要な調整が図られているものであること。
- (オ) 別途経営局長が規定する内容に沿っていること。
- ウ 都道府県知事は、当該被災支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする被災支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。 その際の成果目標の妥当性等の協議は、被災農業者経営支援計画成果目標妥当性等協議申請書(別紙様式第2-2号)により行うとともに、被災支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画(別紙様式第2-3号)を作成し添付するものとする。
- エ 事業実施主体は、承認を受けた被災支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計 画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基金 協会に当該被災支援計画の写しを送付するものとする。

## (3) 事業の着工

- ア 事業の着工 (機械の発注を含む。) は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、都道府県及び市町村が定める交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、助成対象者から事業実施主体に交付決定前着工届 (別紙様式第2-4号) が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定前着工届 (別紙様式第2-4号) を都道府県知事に提出するものとする。なお、被災支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りでない。
- イ アの事業の着工に当たっては、入札又は見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるものとする。

ただし、被災支援計画の承認までに実施したものは、この限りではないが、別途経営局長が定めた災害対策の実施に係る日以降は、都道府県は、入札若しくは見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるよう事業実施主体を指導するものとする。

ウ 事業実施主体は、アにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、 かつ、補助金の交付が確実となってから着工するものとする。

また、この場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失費用は自らの責任と することを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工 年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号((2)のアの被災支援計画の承認前 に着工した場合にあっては、着工年月日)を記載するものとする。

- エ 都道府県知事は、事業実施主体がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその 理由を十分検討して必要最小限に留めるよう事業実施主体を指導するほか、着工後にお いても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとす る。また、都道府県知事は事業実施主体が(2)のアの被災支援計画の承認時点で着工 している場合は、被災支援計画の承認後において必要な指導を十分に行うことにより事 業が適正に行われるようにするものとする。
- オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届(別紙様式2-5号)を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出し、又は被災支援計画の承認前に着工した場合にあっては、この限りはない。
- 5 被災支援計画の重要な変更

被災支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、4の手続に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止
- (2) 事業費又は事業量の3割を超える変更
- 6 事業の完了
- (1) 本事業は、原則として3の(2) により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、竣工届(別紙様式2-6号) を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適性を期すものとする。

## 7 整備した施設等の管理運営等

事業実施主体等は、整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

# (1)管理方法

- ア 事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、助成金の交付目的に沿った 適正な管理を行わせるため、耐用年数表に相当する期間に準じて処分制限期間を設定し なければならない。
- イ 事業実施主体等は、施設等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置くも のとする。
- ウ 事業実施主体等は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、 施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

# (2) 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、事業実施主体は、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、事業実施主体が定める助成金の交付の手続及び返還要件等に関し基本的な事項を規定した交付規則等に基づき、別紙様式第2-7号により事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

#### (3) 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、別紙様式第2-8号により、助成対象者に報告させるものとする。

# (4) 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別紙様式第2-9号により、助成対象者に報告させるものとする。

#### 第2 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度における被災支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書(別紙様式第2-10号)により都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、被災支援計画 に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したとき は、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、この結 果を踏まえ、必要に応じ事業実施主体に対して指導を行うとともに、その点検評価結果及び 指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、当該成果目標の達成に見込みがないものと判断 したときは、被災支援計画の変更、事業の中止など適切な措置を講じるものとする。
- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。

# 第3 国の助成措置等

- 1 本文第7により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。
- (1) 融資等活用型補助事業
  - ア 事業実施主体ごとの補助率は10分の3以内とし、被災支援計画に位置付けられた助

成対象者の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

- イ 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、以下の(ア)又は(イ)のいず れか低い額を限度とする。
  - (ア) 助成の対象となる復旧、取得又は修繕に係る施設等ごとに助成の対象となる事業に要する経費に10分の3を乗じて得た額
  - (イ)助成の対象となる復旧、取得又は修繕に係る施設等ごとに助成の対象となる事業に要する経費から地方公共団体単独事業の補助金額及び融資額を控除した額
- ウ 助成の対象となる復旧、取得又は修繕に係る施設が園芸施設共済に加入している場合には、イで算定する助成金の額と園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の支払 共済金に2分の1を乗じて得た額の合計額が助成の対象となる事業に要する経費の2分 の1を超えないものとする。
- (2) 追加的信用供与補助事業

事業実施主体への補助率は定額とし、被災支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の2を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

(3) 附帶事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内を補助するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に本文別表2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額とし、補助対象範囲は、本文別表3に定めるとおりとする。

2 国は、1で算定された額の合計額を都道府県に配分するものとする。

# 第4 追加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が交付した補助金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局に報告するものとする。

その際、別記1の第5の1による報告を行う場合は、当該報告に併せて報告するものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採 択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に 直接報告することも可能とする。

- 2 都道府県知事は、基金協会による保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合、事業実施主体が交付した補助金について、次の算式により算定された額を当該基金協会に返納させ、当該返納させた額を国庫に返還するものとする。
  - (A) = (B) (C)
  - (A) は、基金協会より返納を受け、国庫に返還する額
  - (B) は、基金協会が事業実施主体から交付を受けた補助金の合計額
  - (C) は、基金協会が第1の1の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額
- 3 基金協会は、事業実施主体から交付を受けた助成金を第1の2の(2)のイの(ウ)のb の経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。
  - $(A) = (B) \times (C) / (D)$
  - (A) は、信用基金に納付する額
  - (B) は、償却補填経費に充てる補助金の額
  - (C)は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額
  - (D) は、(B) の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額(ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額とする。)
- 4 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

# 第5 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、5の施設管理関係書類を整理保存するものとする。

- 1 予算関係書類
- (1) 事業実施に関する議会(総会等)の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行 施行によることの理由書
- (2)予算書及び決算書
- (3)分(負)担金賦課明細書
- (4) その他
- 2 工事施工関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2)入札てん末書
- (3)請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他
- 3 経理関係書類
- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負) 担金徵収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書、園芸施設共済共済金支払 通知書等)
- (4) その他
- 4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書 等

- 5 施設管理関係書類
- (1)管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

# 第6 フォローアップ

事業実施主体は、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の気象災害による農業被害からの復旧等に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

# 第7 留意事項等

1 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講じるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

- 2 都道府県知事は、1による報告を受けたとき及び事業実施主体に対して指導したときは、地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県知事及び事業実施主体に対し、指導・助言するものとする。

# 平成 年度被災農業者経営支援計画書

都道府県名	市町村名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 被災の状況と復身	<b>東方針</b>											
Ⅱ 成果目標												
成果目標写	百月	被災害	前の経営	営体数				営体数		復旧行	後の経営体	<b>本数</b>
7,500   1000			- 1			( }	計画問	守)			(計画)	
被災農業者の農業	経営の維持											
Ⅲ 地域農業の経営	改善を図るた	≿めの取組										
項目		被災	前の経常	営体数			の経	営体数 寺)		復旧行	後の経営体 (計画)	本数
農業経営の改善に	関する取組											
(注1)事業実施要綱短		D2の(1)のイの(	ア)のdl	について、別	途経営局	長が定め	る事	業内容に	おいて農	業用機械の	整備が対象	象となる場合
に記載すること。 (注2)(別添1)融資等 る助成対象者の総計			調書の	うち「V 農業	業経営の状	況の(2)	農業	経営の改	善を図るが	こめの取組]	の目標を記	没定してい
IV 施設整備計画	1. 旧戦 テるこ	.C.										
1 融資活用型補助・	追加的信用的	共与補助計画			A. I						(単位	:円)
	事業費		±zı.	道	負担	区分		<del>**</del>	象経営体負	1	-	
区分	G=A+B+C	補助金		<sup>1)理</sup> 県費	市町村費	その	他	融		自己負担	備	考
融資活用型補助事業	+D+E+F	A		В	С	D		E	3	F		経営体
				$\rightarrow$			_				保証希望	
追加的信用供与補助事業												円
計												
2 附帯事務費				T		77	la 🖂			T		
				事業費		都道	担区			適名	5	
				Z=a+b +c+d	補助金 a	府県書 b	市	可村費 c	その他 d	(市町村:] 事業費の0.	Ιの1の	
rt.	î町村附帯事	務費					$\dagger$					
[市町村附帯事務費の	)目休的内容	ਗ਼					1					
「山北7月月1日 東沙道。	ノ <del>ズ (PPJF 1</del> 名	r_l		具体	本的な使途							
		-										

# V 事業実施主体の概要

代表者名		所在地	
構成団体名		事務局を担当する組織の名称	
担当者名等	(役職) (氏名)	電話·FAX	

# [添付資料]

- 1. (別紙様式第2-1号別添1)融資等活用型補助事業対象経営体調書
- 2. 計画位置図
  - 計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。
- (1)市町村を黒色の実線で囲む。(地図が市町村限定の場合は除く。) (2)施行位置は、対象経営体ごとに色分けして図示し、実線を引いて余白面に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。 3. 対象経営体か伝人、特定農業団体、集洛宮農組織、その他仕意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状况及ひその 他経営状況
  - が分かる資料
- 4. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規定又は要綱等
- 5. その他都道府県知事が必要と認める資料

計

# 融資等活用型補助事業対象経営体調書

No	助	成対象者				住 所			(法)	代表者名 人等の場合に記	上載)
1 対象	<b>災の証明</b> まとなる被害 別途経営が 記) 別途経営が										
(1) 市①証②(単に③)別象及施		役は、上記  「公共団体 補助金分)  「公明なりません  「ないる事業 用年数の はいません  「ないる。」  「はいる。」	の被害を受 による予算 活用状況 2の(1)の~ を内容にお 経過したもの 5の(農業月	をけている。 の上乗せれのうち市町 (の(ア)ので、助成いて、助成の(農業用)	ことを 昔村が、対域の機構		公共団体に			情置(単独事業 いて間違いあり	
証	明日:平成	年	月	日 —		証明日:	平成	年 月	日		
	行団体名	••	県	●●市		発行団体		●●県			
	職・代表者名 - R1の(1)及び(2		は 夕士町	印料类点	目において	役職・代表		よた 影主	いった田川	印	- <del> </del>
IV (i		共済に加力を設共済に	人している かれしてい	を設がある いる施設が	ない	本事業で告の状況に本身	助成対象と こついて、該 則の課税事	送当する項目 業者として申	容の消費税 に必ず「1」 3 告すること 3 又は課税事	及び地方消費を記入してくださ が判明している 業者でないことがも	ζ/ \°
	業内容等 	事業内	1 宏		着工(契約	的) 竣工(		済金支払通			
No		(施設名、共			(予定)年月			書の関連する 棟番号		施工住所	
1											
2											
3											
No	事業費(円) A	助成金 B	融資 C		念調達計画( 単独事業(補 都道府県単 独事業 E	助金分)活用	状況その他	自己資金	助成率 (%) G=B/A	園云爬収共併 のうち特定園芸 施設及び附帯 施設の共済金 支払額の合計 H	担保措置 の有無
1		0		0				0	補助対象外		
2		0		0				0	補助対象外		
3		0		0				0	補助対象外		

No	被	災施設の建設時における国庫補助事業の活用状	況	原形復旧に診 (被災施設建	当するか否か 設時に国庫補	備考
	国庫補助事業	国庫補助事業名	実施年度	助利用かつ再		0.114
1	□ 該当する		年度	□ 該当する	□ 該当しない	
2	□ 該当する		年度	□ 該当する	□ 該当しない	
3	□ 該当する		年度	□ 該当する	□ 該当しない	

(注)「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。

助成金の額は、事業費の10分の3に相当する額、事業費から地方単独事業による補助金の額と融資額を控除した額のいずれか低い額を 限度とします。

なお、園芸施設共済に加入している施設については、助成金の額と共済金支払額の2分の1に相当する額の合計額は、事業費の2分の1 が上限です。

共済金支払通知書の棟番号欄は、農業共済組合又は共済事業を実施する市町村から発行される共済金支払通知書の関連する棟番号を記載すること。

農業用機械を導入する場合には、「被災施設の建設時における国庫補助事業の活用状況欄」のうち「実施年度欄」に国庫補助事業の活用の有無にかかわらず被災前の農業用機械の導入年度を入力すること。

## V 農業経営の状況

#### (1)農業経営の維持

項目	
農業経営の維持	引き続き農業経営を継続する場合にチェックを入れてください。

#### (2)農業経営の改善を図るための取組

項目	被災前	被災後	備考
農業経営の改善に関する目標 (目標: )			

- (注1)事業実施要綱別記2の第1の1の(1)のイの(ア)のdについて、別途経営局長が定める事業内容において農業用機械の整備が対象となる場合に記載すること。
- (注2)気象災害による農業被害の実施後及び実施前と比較し、以下に掲げるいずれかの農業経営の改善に関する目標を設定すること。
- (例)①経営規模の拡大、②農産物の品質向上、③生産コストの縮減、④新規作物の導入等
- (注3)注2の設定に当たっては、定量的な目標設定とすること。
- (注4)注2の設定に当たっては、事業実施主体及び市町村と相談の上、地域の実情にあった取組としての目標設定とすること。

### VI 融資の概要及び追加的信用供与補助事業の活用計画

項目	資金調達のう	ち融資の概要
快 月	融資①	融資②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会に よる機関保証の利用(※)	<ul><li>□ 追加的信用供与補助事業の活用を希望する</li><li>□ 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない</li></ul>	

(注)いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に 添えない場合があることに留意すること。

# 平成〇年度被災農業者経営支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

「北海道にあっては、農林水産省経営局長 |沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 〇 〇 〇 印

経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)別記2の第1の4の(2)のウの規定に基づき下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議する。

市町村名

(注) 関係書類として、被災農業者経営支援計画書(別紙様式第2-1号)及び都道府県別実施 計画(別紙様式第2-3号)を添付すること。

なお、被災農業者経営支援計画書の添付書類については、原則として不要とするが、融資活用型補助事業対象経営体調書(別紙様式第2-1号別添2)及び地方農政局長が必要と認める資料について添付すること。

別紙様式第2-3号

都道府県別実施計画(被災農業者向け経営体育成支援事業)

I 県別実施計画								
	事業費			負担区分	区分			
区分	G=A+B+C+ D+E+F	補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営( 融資 E	<b>対象経営体負担経費</b> 融資   自己負担 E F	備考
1 事業費								
(1)融資等活用型補助事業	*101/							経営体
(2)追加的信用供与補助事業	功							保証希望融資額
2 附帯事務費								適否(都道府県:1の事業費の1.7%以内 市町村:1の事業費の0.4%以内)
(1)都道府県附帯事務費	i i							
(2)市町村附帯事務費								
<del>1</del> 1								
(注)都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。	る場合は入力す	-522。						
「都道府県附帯事務費の具体的な使途」	りな使途]							
					具体的な使途	<b></b> 主途		
都道府県附帯事務費								

町 # 平成 事業完了(予定)年月日  $\blacksquare$ 

Ш

収支予算(精算)(1) 収入の部 Ħ

(1) 极入心部					
77 12	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	427	供表
(A)	(本年度精算額)	(本年度予算額)	幕	減	
	田	E	E	田	
国庫補助金					
その色					
- <u>1</u> 11/11					
(2) 支出の部					
7 12	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		保予
<i>K</i>	(本年度精算額)	(本年度予算額)	掃	減	洲与
	£	E.	E	田	
1. 事業費					
(1)融資主体型補助事業					
(2)追加的信用供与補助事業					
2. 附帯事務費					
111111					

[添付資料]

1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等 2. (別紙様式第2-3号別添1)融資等活用型補助事業実施内容(内訳)

(別紙様式第2-1号)被災農業者経営支援計画書 (別紙様式第2-1号別添2)融資等活用型補助事業対象経営体調書 3. 地方公共団体単独事業を活用している場合は、当該概要が分かる資料 4. その他地方農政局長が必要と認める資料

者向け経営体育成支援事業実施内容(内訳) 2-3号別添1

	在			経営改善目標を設定した場合 1を記入																							
##·	事業の有無			事業名																							
日本	国産業と主義の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対				梅中 湯田 )																						
		況	田台/99中中	迪/minylla/用 供与事業費	(千円)	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$			$\setminus$		$\setminus$	$\setminus$		$\setminus$									
		機関保証活用状況	「1」を記入)		保証希望 融資額(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	融資概要	機関保	(活用する場合「1」	的信用	田の有無 保 関節																						
	1925	纑	Ľ.	(																							
		融資(資	金) 種		梅中																						
		TCA 148; HH	ië.	(海岸	海田)																						
			共済金支 社当的	の関連を																							
				た画文編 数及び定帯 補設の共済 を計せ着	日本な数 日本社会																						
				命																							
			助成率	(%)		本発収部	助对象外	助対象外	助对象外	助対象外	助対象外	助对象外	助対象外	助対象外	即对参外	助対象外	即对参外	助対像外	助対象外	助对象外	助対像外	助对象外	助对象外	助対象外	助対象外	助对数外	
存				( d) E	È	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
w ※		大況		か (E)																							
供与事		2分)活用:		世 年 年 本 本 本 本 本 本																							
世		地方単独事業(補助金分)活用状況		春道市 県単独 単参																							
当加的		地方単独引			Ē	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業及び			20pe option	(田)																							
掛				即成後 開 (田)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助				孫祝徽 以 (田)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
田田																											
基 源	出の観路	株 本 な な な な な な な な な な な な な な な な な な	H寅祝及 也方消費	税の確定申告 やすることが 対明している	Aは「1」 を記入																						
		高政名称 みび規模等 事		続を判りて	並																						
	10.44	容及び	○ <b>※</b>	(権	22年)																						
		整備内容			梅中																						
	11年	用の有	#	整里 (種語	海市(2)																						
	-			(傷記																							
	-	設井済日人の人口			海中/																						
	排制を	受けた。	施設	対理	梅中(2年)																						
		対象者 又公	ì	類 型 ( 種 2	海中(2)																						
		-rx -		(合計は経営体 数) 数) 理	with mir.																						
		1		雑ぎ存 の数曲 専や		1																					

1 記入は、1施設を単位とする。
 2 整理番号欄のある項目は「融資主体型補助事業整理番号表」を参照の上、該当する番号を記入する。
 3 実施済みの場合にあっては、実績又は実績見込みの内容を記入する。
 4 備寿欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同稅額が明らかでない場合には「含稅額」とそれぞれ記入する。

5 事業内容に変更があった場合は、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載する。

〇融資等活用型補助事業・追加的信用供与事業整理番号表

常 女 ⊖	①対象者区分		の種類	③國芸施設共済加入の有無	9	の陶金石谷		(A)	<b>の金融基理</b>	6	<b>の製剤(資金)植類</b>
中中	区分		幸	区分	中中	施設等名	備考	金金	- 名称	台樂	等金名
1	農業者		-	加入している	1	ハウス		1	農協	1	近代化資金
2	農業者の組織する団体	Bl体	2	加入していない	2	育苗施設	生産・湾通	2	農協連	2	改良資金
		İ			3	果樹棚	関係	3	農林中金	3	就農支援資金
②被	②被害を受けた施設等		鱼原形	<b>多原形質旧の有無</b>	4	集出荷施設		4	政策公庫	4	公庫資金(スーパーL)直貸
中中	施設等名	備考	金金	区分	ıc.	畜舎 (肉用牛)		ıc.	沖縄公庫	ı,	公庫資金(スーパーL)転貸
1	ンウス	4	-	原形復旧に該当する	9	畜舎 (養豚)		9	銀行	9	公庫資金 (その他) 直貸
2	育苗施設	H #H	2	原形復旧に該当しない	7	畜舎 (養鶏)	帝産・酪農	7	信用金庫	7	公庫資金 (その他) 転貸
3	果樹棚	河泥			8	畜舎 (酪農)	関係	8	信用組合	8	一般資金 (プロパー資金)
4	集出荷施設	NE NE			6	畜舎 (その他)		6	都道府県		
2	畜舎 (肉用牛)				10	その他畜産関係施設		10	市町村	<b>₹</b>	③過去の実施事業
9	畜舎 (養豚)	ł			11	その他施設等	その他			各舉	导区分
7	音舎 (養鶏)	組織			12	農業用機械	機械			1	国庫補助事業を活用している
8	畜舎(酪農)	開業の								2	国庫補助事業を活用していない
6	畜舎 (その他)	NG DA									

番 号 年 月 日

○○県(都道府)知事 殿 (○○市(町村)長 殿)

○○市(町村)長印(経営体名代表者氏名印)

平成〇〇年度経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)に係る 交付決定前着工届の提出について

平成〇年度被災農業者経営支援計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金 交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体(助成対象者)が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

### 別 添

助成対象者名	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	事業費	着工予定年 月 日	竣工予定 年 月 日	理由

年 月 日

○○市(町村)長 殿

経営体名 代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)に係る 着工(契約)届の提出について

平成〇年度被災農業者経営支援計画に基づく事業について、下記のとおり着工(契約)を届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
契約年月日	
完了予定年月日	

注:工程表等を添付すること。

年 月 日

○○市(町村)長 殿

経営体名 代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)に係る 竣工(納入)届の提出について

平成〇年度被災農業者経営支援計画に基づく事業について、下記のとおり機械・施設等の整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容(機械・施設等名)		
事業費 (円)		
着工	(契約) 住所	
着工	(契約) 年月日	
完了	年月日	
関係	法令検査年月日	
	〇〇法	
竣工検査年月日		
引き渡し年月日		
請負等業者		
工事監理者		

注1:「関係法令検査年月日」欄から「工事管理者」欄までは施設等工事を伴う場合のみ記入す ること

2:必要に応じ、請負人等から完了届の写しを添付すること。

年 月 日

○○市(町村)長 殿

経営体名 代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)で 取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請について

平成〇〇年度において経営体育成支援事業で取得又は効用が増加した施設等を処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保)する必要が生じましたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 承認申請に係る機械・施設の概要
- (1)機械・施設の所在地
- (2)機械・施設の構造、規格、規模等
- (3) 事業費(うち助成金)
- (4) 取得年月日
- 2 承認申請の理由
- 3 承認申請に係る事項
- (1) 処分予定時期
- (2) 処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保)の概要
- ア 施設等の処分方法及び処分後の利用 (稼働) 計画
- イ 処分に伴う条件等 (例)処分に伴う助成金相当額について返納致します。
- ウ 処分額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
- (3) その他

# 「添付書類〕

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 その他市町村長が必要と認める書類
- (注)交換の場合にあっては、3の(3)を(4)とし、(2)の次に次の事項を追加する。
- (3)交換の対象機械・施設の概要
  - ア 機械・施設の所在地
  - イ 機械・施設の構造、規格、規模等
  - ウ 取得予定価格及び取得方法
  - エ 機械・施設の利用計画
  - オ 交換に伴う条件等

番 号 年 月 日

○○市(町村)長 殿

経営体名 代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)で取得 又は効用の増加した施設等の災害報告について

平成〇〇年度において経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)で取得又は 効用が増加した施設等が災害(例:台風〇〇号)により被災したので、報告いたします。

記

- 1 被災機械・施設の概要
- (1) 地区名
- (2)機械・施設の所在地
- (3)機械・施設の構造及び規格、規模等
- (4) 事業費

ア 補助金

イ その他の負担金

- (5) 取得年月日
- 2 災害の概要
- (1) 災害の原因

例: 年 月 日台風第〇〇号による強風 (〇〇気象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))

(2)被災の程度

例:○○㎡の被覆材及びパイプの破損 破損見積額

- 3 被害見積価格(復旧可能なものにあっては、復旧見込額)
- 4 その他(災害復旧計画及び資金計画)

# [添付資料]

- 1 支援計画の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他市町村長が必要と認める書類

番 号 年 月 日

○○市(町村)長 殿

経営体名 代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)で取得 又は効用の増加した施設等の増築(模様替え、移転、更新等)届について

平成〇〇年度において経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)で取得又は効用が増加した施設等を増築(模様替え、移転、更新等)したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築の理由
- 2 増築に係る施設等の概要
- (1) 地区名及び○○取組名
- (2) 施設等の所在地
- (3) 施設等の構造、規格、規模等
- (4) 事業費

ア 補助金

イ その他の負担額

- (5) 取得年月日
- 3 増築の概要
- (1)增築

(例:増築 鉄骨スレート葺 ○○㎡ 事業費 ○○○ 千円 増設 ○○ライン ○○箱/日処理 事業費 ○○○ 千円)

- (2) 事業費の負担区分
- (3) 着工予定時期
- (4) 増築の効果

# [添付資料]

- 1 被災支援計画の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他都市町村長が必要と認める書類

# 被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書

都道府県名	市町村名	事業実施年度	事業実施主体

# I 経営体の確保に関する成果目標

成果目標項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数 (計画時)	復旧後の経営体数 (実績)
被災農業者の農業経営の確保			

# Ⅱ 地域農業の経営改善を図るための取組

項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数 (計画時)	復旧後の経営体数 (実績)
農業経営の改善に関する取組			

#### 〔記入要領〕

- 1 「被災前の経営体数」及び「被災後の経営体数(計画時)」欄は、被災支援計画(別紙様式第1号)の「被災前の経営体数」及び「被災後の経営体数(計画時)」欄の内容を記入する。
- 2 Ⅰ 経営体の確保に関する成果目標の「復旧後の経営体数(実績)」欄は、事業実施年度末に営農を継続している経営体数を記入する。
- 3 Ⅱ 地域農業の経営改善を図るための取組の「復旧後の経営体数(実績)」欄は、事業実施年度末に農業経営の改善を図るための取組を 実施している経営体数を記入する。

別紙様式第2-10号別添1

# 被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

|--|

承認年度	市町村名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄
- 総合事務局長。以下同じ。)へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するも 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価) と合わせて
  - 指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「一」を記入する。
  - 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

別紙様式第2-10号別添2

# 被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書(都道府県)

局名	
----	--

承認年度	都道府県名	市町村名	都道府県の点検 (評価) における所見(評価)及び指導内容を 踏まえた地方農政局等の所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 地方農政局長は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付する ものとする。
- 2 成果目標が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から事業実施主体に対して指導 内容を

踏まえた所見(評価)及び指導内容を記入する。

3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。